

6 電算処理方式

次の表の区分により○印のついている書類を提出してください。

申告の区分	申告書	種類別明細書 (全資産用)	注 意 事 項
① 申告する資産がある方	○	○	
② 廃業、解散又は事業所の市外移転等をされた方	○	×	申告書「18 備考」欄にその内容と、年月日を記入してください。

☆申告書類の書き方・記入例 → 4ページを参照

なお、以下の場合には、承認通知書や届出書等を添付してください。

- 1 耐用年数の短縮、増加償却の届出を行っている資産がある場合
- 2 非課税資産、課税標準の特例を受ける資産がある場合

☆課税標準の特例資産について → 15ページを参照

〈電算処理方式の注意点〉

申告書	1 申告書には必ず、評価額（申告書(ホ)の欄）を記入してください。 2 特例資産がある場合は、特例減額後の数値を課税標準額として記入してください。 3 資産の種類について、会社独自のコードを使用している場合は、備考欄にその旨を記入してください。 4 非課税資産については、取得価額には含め、評価額には含めないでください。
種類別明細書	1 課税標準額の欄には、評価額を資産ごとに記入してください。 2 前年度以前の申告対象資産のうち申告漏れ分は、その資産の摘要欄に「過年度申告漏れ」の旨を記入し、申告書の備考欄にもその旨を記入してください。 3 特例資産及び非課税資産は一般資産と分けて記入してください。特例資産については、資産ごとに特例軽減額を記入してください。中古取得の特例資産がある場合は、その資産について、初めて特例が認められた年月日を備考欄に記入してください。

7 決算後の取得資産について

賦課期日は、令和8年1月1日です。前年決算期以降賦課期日までに取得又は除却した資産についても、申告漏れがないよう御注意ください。

8 申告しない場合又は虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告しなかった場合又は申告すべき事項について虚偽の申告をした場合、地方税法第385条及び第386条、平塚市市税条例の罰則が適用されることがありますので、必ず申告してください。

9 申告内容の確認調査について

申告内容が適正であることを確認するため、地方税法第353条及び第408条に基づき、電話での問い合わせや資料提供の依頼、訪問調査を行う場合がありますので、御協力をお願いいたします。また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

これらの調査により、資産の申告漏れ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがありますので、御了承ください。

10 家屋と償却資産の区分について（建物附属設備）

建物附属設備において、法人税又は所得税法上、建物として一括で減価償却していても、固定資産税上、家屋の評価に含まれないものは、償却資産として取り扱います。

家屋として取り扱うもの

家屋の所有者が付加した建築設備等で、「**家屋と構造上一体**」となって「**その家屋の効用を高めるもの**」

償却資産として取り扱うもの

- 1 賃借人（テナント）が取り付けた事業用の内装・造作、建築設備等
- 2 **構造的に家屋と一体となっていないもの**（簡易間仕切り等）
- 3 独立した機械及び装置（発電機、スポットライト等）
- 4 特定の生産又は業務の用に供されるもの（工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、コンピュータを冷却するための専用空調設備等）
- 5 顧客の求めに応じるサービス設備（ホテルや病院の厨房設備等）

設備の種類	償却資産の対象になる主なもの	家屋の対象になる主なもの
電 気 設 備	・屋外電灯設備（ネオンサイン、スポットライト等） ・屋外電灯コンセント配線設備 ・生産事業用機器の動力配線 ・蓄電池設備 ・発電機 ・電話機	・屋内照明設備（蛍光灯用器具、白熱灯用器具） ・屋内電灯コンセント配線設備 ・避雷針
給排水設備	・屋外給排水設備	・屋内給排水設備
給湯設備	・局所式給湯設備（流し用）	・局所式給湯設備（浴室、キッチン、洗面所等への給湯） ・中央式給湯設備
衛生厨房設備	・洗濯機 ・ホテルや病院等の厨房設備	・洗面器 ・大小便器 ・システムキッチン
ガ ス 設 備	・屋外ガス設備	・屋内配管
防 災 設 備	・屋外消火栓設備 ・消火器 ・ホース ・ノズル ・避難器具（緩降機、避難梯子等）	・屋内消火栓設備 ・火災報知設備 ・スプリンクラー
空 調 設 備	・壁掛型ルームエアコン	・埋め込み式エアコン ・ダクト設備 ・換気設備
運 搬 設 備	・ベルトコンベア ・リフト ・クレーン	・エレベーター ・エスカレーター
外 構 工 事	・看板 ・門 ・塀 ・庭園 ・舗装路面	

※上記は参考です。必ずしもこの例示によらない場合があります。

☆ 賃借人等（テナント等）に所有建物を貸すことになった場合の取扱い

家屋の所有者と異なる者（賃借人等）が貸ビル・貸店舗等に施工した内装、造作及び建築設備等については、当該取付けた者（賃借人等）の事業の用に供することができる資産である場合に限る、取付けた者を所有者とし、施工した設備等は償却資産として取り扱います。

注：賃借人等（特に飲食店等）が、家屋の所有者や前の賃借人等の建築設備等を中古資産として一括購入した場合、あくまで該当する償却資産の取得価額分のみが申告対象であり、営業権相当分等は控除して申告してください。

11 税額の算出方法及び免税点について

（1）課税標準額とは

- ① 次の方法により、個々の資産の評価額を求めます。

・ 評価額の求め方

$$\begin{aligned}\text{初年度評価額} &= \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2) \\ \text{次年度以降評価額} &= \text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率})\end{aligned}$$

例：取得価額1,000,000円、耐用年数10年の資産の場合（取得月は、何月でも計算は同じ）

耐用年数10年の場合の減価率 = （減価率表から）0.206

初年度評価額 = $1,000,000 \times (1 - 0.206 / 2) = 897,000$ 円

次年度評価額 = $897,000 \times (1 - 0.206) = 712,218$ 円

注意点 計算した評価額が取得価額の5%よりも小さい場合は、（取得価額×5%）の値を評価額とします。

- ② 個々の資産について算出した評価額の全資産における合計額を課税標準額（課税標準の特例を受けるものは、軽減後の額）とします。

(2) 税額と免税点

$$\text{税額 (100円未満切り捨て)} = \text{課税標準額 (1,000円未満切り捨て)} \times \text{税率 (1.4\%)}$$

(1) により算出した課税標準額に税率を乗じて、税額を算出します。

なお、課税標準額が150万円（免税点）未満の場合は、課税されません。

減価率及び減価残存率表

耐用 年数	減価率	減価残存率		耐用 年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1－減価率/2	前年前取得 1－減価率			前年中取得 1－減価率/2	前年前取得 1－減価率
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926
14	0.152	0.924	0.848	35	0.064	0.968	0.936
15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944
16	0.134	0.933	0.866	45	0.050	0.975	0.950
17	0.127	0.936	0.873	50	0.045	0.977	0.955
18	0.120	0.940	0.880	55	0.041	0.979	0.959

12 非課税資産について

(1) 非課税となる資産

地方税法第348条に規定する資産は、非課税となります。該当する資産を所有されている方は、次の要領で申告してください。

(2) 非課税資産の申告方法

ア 「償却資産申告書」の「10 非課税該当資産」欄の「有」に○印を付け、「18 備考」欄に非課税対象資産の名称や添付書類名を記入してください。

☆申告書類の書き方・記入例 → 4・5 ページを参照

イ 「種類別明細書（増加資産用）」（緑色）の当該資産の「摘要」欄に適用条項等を記入してください。

☆種類別明細書（増加資産用）の記入例 → 6・7 ページを参照

13 課税標準の特例資産について

(1) 課税標準の特例が適用される資産

地方税法第349条の3、第349条の3の4及び同法附則第15条に規定する資産は、課税標準の特例が適用されます。該当する資産を所有されている方は、次の（2）の要領で申告してください。

(2) 特例資産の申告方法

ア 「償却資産申告書」の「11 課税標準の特例」欄の「有」に○印をつけ、「18 備考」欄に特例対象資産の名称や添付書類名を記入してください。

イ 「種類別明細書（増加資産用）」（緑色）の「摘要」欄に適用条項等を記入してください。

ウ 次ページの表を参考にして、必要な添付書類等を併せて提出してください。

☆申告書類の書き方・記入例 → 4・5 ページを参照

代表的な特例対象資産

根拠規定		特例対象資産	取得期間	特例割合	備考（添付書類等）	
地方税法附則第15条	第2項第5号	下水道除害施設	令和6年4月1日～令和8年3月31日	4／5	・ 特定施設設置届出書の写し（特定事業場の場合） ・ 除害施設設置兼使用届書の写し（特定事業場以外の場合）	
	第25項第1号イ	太陽光発電設備（出力1,000kw未満）	令和6年4月1日～令和8年3月31日	最初の3年分 2／3	認定地域脱炭素化促進事業計画に従い取得した一定の設備、又はペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備（経済産業省から固定価格買取制度の認定を受けたものを除く）	
	第25項第3号イ	太陽光発電設備（出力1,000kw以上）		最初の3年分 3／4		
	第43項	認定を受けた先端設備計画に基づき取得した一定の設備	令和7年4月1日～令和9年3月31日	【1.5%以上の賃上げ表明あり】 最初の3年分 1／2	・ 先端設備等導入計画に係る申請書の写し ・ 先端設備等導入計画認定書の写し ・ 認定経営革新等支援機関による事前確認書の写し ・ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し ※ 賃上げ方針を表明した場合	
旧地方税法附則第15条	第44項			【3.0%以上の賃上げ表明あり】 最初の5年分 1／4		
			令和5年4月1日～令和7年3月31日	【賃上げ表明なし】 最初の3年分 1／2		
			令和5年4月1日～令和6年3月31日	【賃上げ表明あり】 最初の5年分 1／3		
			令和6年4月1日～令和7年3月31日	【賃上げ表明あり】 最初の4年分 1／3		

※法令等の改正により、特例対象資産、特例割合の変更が行われることがあります。

この表に記載されていない特例対象資産については、平塚市ホームページを御覧ください。

参考 1

業種別の主な償却資産の内訳

業 種	内 容
事 務 所	応接セット、キャビネット、ロッカー、金庫、パソコン、コピー機、タイムレコーダー、テレビ、看板、ネオンサイン、ルームエアコン等の冷暖房装置
喫 茶 ・ 飲 食 店	カウンター、室内装飾品、金庫、レジスター、テレビ、ステレオ、放送設備、冷暖房装置、冷蔵庫、ガスレンジ等の厨房用具、製麺機、混合機、モーター、日よけ、看板、ネオンサイン、自動販売機
理 容 ・ 美 容 業	理・美容いす、応接セット、消毒殺菌機、タオル蒸器、ドライヤー、紫外線灯、洗面設備、テレビ、ルームエアコン、レジスター、サインポール、ネオンサイン
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、ドライ機、スリーブ、プレス、ミシン、看板
農 業	温室（ビニール製）、給排水設備、井戸、乗降装置のない農業用耕作機械等、農耕作業用自動車（大型特殊自動車に限る） ※ 自動車税、軽自動車税の課税対象は除く。
ホ テ ル ・ 旅 館 業	テレビ、ビデオ、ルームエアコン、キャビネット、応接セット、ベッド、カラオケセット、金庫、製氷機、自動販売機、看板、ボイラー、プール、庭園、駐車場設備、電話交換設備
医 療 ・ 薬 局 業	薬品戸棚、陳列ケース、ベッド、キャビネット、分包器、レントゲン装置、顕微鏡、心電計、消毒殺菌用機器、手術台、歯科診療用ユニット、投影機、光学検査機器、保育器、冷蔵庫、レジスター、ルームエアコン、給食用厨房器具、ネオンサイン、看板
小 売 業	陳列ケース、レジスター、自動販売機、冷蔵ストッカー、店用簡易装備、間仕切り、日よけ、ルームエアコン、ネオンサイン、看板
食 肉 ・ 鮮 魚 販 売 業	冷蔵庫（室）、冷凍機、陳列ケース、肉切機、ポンプ、レジスター、挽肉機
精 米 業	精米機、調質装置、混米機、レジスター
ガ ソ リ ン 給 油 業	ガソリン計量機、リフト、充電機、コンプレッサー、照明設備、看板、地下タンク、テレビ、キャビネット、金庫、自動販売機、構内舗装、キャノピー、レジスター、消火装置、消火器
自 動 車 修 理 業	旋盤、プレス、ホーニング、リフト、チェンブロック、オイルクリーナー、カーウォッシャー、コンプレッサー、溶接機、充電機、コンデンサー、グラインダー、万力、ドリル、検査工具、治具、取付工具、切削工具、金庫
金 属 加 工 組 立 加 工 業	旋盤、ボール盤、定盤フライス盤、プレス、シャーリング、カッター、研磨機、グラインダー、モーター、溶接機、コンプレッサー、クレーン、検査工具、治具、取付工具、切削工具
共 同 住 宅	駐車場舗装、自転車置場、外灯、フェンス、太陽光発電設備、屋外給排水設備、看板、宅配ボックス、壁掛型ルームエアコン、ごみ置場、緑化設備

参考2

少額償却資産等の取扱いについて

国税（法人税、所得税）	地方税（固定資産税（償却資産））
使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満のものは、一時損金（必要な経費）に算入可。	一時損金（必要な経費）に算入されたものは、課税客体としない。
当該法人等の有する減価償却資産（取得価額が20万円未満）を一括して、3年間で損金（必要な経費）に算入可（「一括償却」）。	「一括償却」の対象とされたものは、課税客体としない。
上記2点以外で30万円未満の一定の要件を満たす資産は損金に算入可。	課税客体となる。

参考3

減価償却資産の取扱いについて（国税と異なる点）

項 目	国 税 の 取 扱 い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	歴年（賦課期日制度）
減価償却の方法	建物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制度	一般の資産は定率法 ただし減価率は固定資産評価基準別表15に定める減価率（「旧定率法」の償却率と同じ率）を採用
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1／2）
圧縮記帳の制度	認める	認めない
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	認める	認めない
増加償却（法人税、所得税）	認める	認める
評価額の最低限度	1円	取得価額の100分の5
改 良 費	合算評価	区分評価